



# 月刊部品新聞

2008年7月 第32号  
編集・発行 Unit

## スポーツ振興法改正？

皆さんはスポーツ振興という法律をご存じでしょうか。講義で習った記憶のある方も多いのではないのでしょうか。この法律の目的は第一条に次のように書かれています。

「この法律は、スポーツの振興に関する政策の基本を明らかにし、もつて国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする。」

今この法律の改正案を超党派の「スポーツ議員連盟」が、6月中にはまとめるということになってしまいました。が、はたしてどうなったのでしょうか。

### 国家戦略

この法律が制定された今から47年前、昭和36年とは社会環境が大きく変わってきています。特に近年は、スポーツが社会にもたらす影響は、いいか悪いかは別にして、以前とは全く異なっています。

そこで様々な波及効果を期待するというところで、おおまかに別表のような内容で国家戦略として位置づけているようです。

改正案に大義名分が必要とはいえず、いままさという感じの文言が並んでいます。

### 現行法ではダメ？

あらためて現行法を見直してみました。前述のことは現行法に全くないかといえそうですがありません。

例えば第十四条にはスポーツの水準の向上のための措置として「国および地方公共団体は、我が国のスポーツの水準を国際的に高い物にするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とあります。

「国は、医学、生理学、心理学、力学その他の諸科学を総合して、スポーツに関する実地的、基礎的研究を促進するよう努めるものとする。」とあります。

つまり解釈によつて現行法でも十分前述のことは可能なのではないかと思います。残念なことには現状として十分に活用されていないというところがあると思います。改正案を提出する前に、現行法を十分に活用する事も検討するべき内容ではないでしょうか。

### 根本の問題

皆さんは運動とスポーツの違いを認識したことはありますか。スポーツは外来語と

して定着していませんが、日本語に直すところのようになりませんか。

逆に運動を英語にするところのようになりませんか。

運動は Physical Exercise となり、スポーツは運動競技となるのではないかと思います。

定義として運動は「身体を動かすこと」と、スポーツは「一定の規則の下、\*競技力を競うこと。」となり、両者は全く別のものであるということになります。

しかしながら第二条の定義においては「この法律において「スポーツ」とは、運動競技および身体運動（キャンプ活動その他の

野外活動を含む。）であつて、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。」となつています。

この法律でいくと、オリンピックで優勝する人も、河原でバーベキューをすることも同じ事だということになります。

運動競技と身体運動は全く違うものにもかかわらず、法律で同一のものと定義されてしまつています。

まずここを変えない限り改正案を提出したり、スポーツ庁を造ったり、立派な箱物を建造したりしたところで、スポーツ環境が劇的に変化をすることはできません。

国際的に活躍する競技者を育てる前に、国際的に活躍できる指導者を養成しなければ、数多くの競技者に

を排出することは非常に困難です。

現在のスポーツ指導者のほとんどは、職業としては教員となる方々が行っている場合がほとんどです。もちろん優れた方もいらっしゃると思いますが、その方は職業として指導を行っているわけではありません。

スポーツの指導に力を注ぐあまり、本来職業であるはずの教員としての活動をあまりされていられない方も大勢いらっしゃると思います。

きちんと仕事をしない方には賃金を払うというの是一般企業では考えられないことではないでしょうか。

国会議員の皆さん、競技者だけでなく指導者も育成し、職業として競技者や指導者が成り立つシステムも案に入れてもらえませんか。

## スポーツにおける国家戦略の概要

- 健康と体力の保持増進、ひいては医療費の削減への寄与。
- 日本人が国際大会で活躍する事による、国力の明示。
- 日本人が国際大会で活躍する事による、日本人としてあるべき姿の明示。
- 国際大会の開催やスポーツ交流による、国家間の摩擦の低減。
- 経済効果の拡大とスポーツビジネスにおける新規ビジネスプランの促進。

Team OGIIWARA 通信より

Unit 代表 澤野 博 (さわの ひろし)

日本体育大学卒。社会人経験を経て欧州へ留学。乳酸を中心としてトレーニングを幅広く学ぶ。帰国後、部品となって競技者を支えるという意味で「Unit」を設立。競技種目、競技レベルを問わずトレーニング指導を中心に活動。医療系国家資格の臨床検査技師の資格を持つ異色のトレーニングコーチ。

ご意見、ご要望、仕事依頼、お問い合わせは下記まで。  
0422-34-5055 (Fax 兼用)、090-1999-2845 または sawano@team-unit.com